

大和市告示第72号

大和市産業用ロボット導入支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市産業用ロボット導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の企業の生産性向上、競争力強化及び強固なものづくり基盤の構築を図るために、市内の事業所における産業用ロボットの導入又は更新に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、次条に規定する補助対象者が、製造、梱包、仕分、検査等の工程における生産性の向上を図ることを目的として、購入又は賃借により産業用ロボットを導入し、又は既に導入しているロボットを更新する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる事業者
- (2) 本市の市税等に滞納がない事業者（ただし、滞納があっても既に分割等で納付を行い、又は分割納付誓約書を提出しているものを除く。）
- (3) 平成28年度以降に本市が産業用ロボット導入支援事業として実施した各種セミナー、フォーラム等に参加した実績がある事業者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、国、地方公共団体その他公共的団体から補助事業に係る他の補助金等を受け、又は受けることが見込まれる場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に別表第1に定める補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1件当たり10,000,000円を

上限とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大和市産業用ロボット導入支援補助金交付申請書に、事業計画書及び次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業内容を記載した書類
- (2) 見積書の写しその他の補助対象経費が確認できる書類
- (3) 登記簿謄本その他の市内で1年以上継続して事業を営んでいることを証する書類
- (4) 直近の国税、都道府県税及び市町村税の納付を証する書類
- (5) その他市長が必要があると認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、交付するときは大和市産業用ロボット導入支援補助金交付決定通知書により、交付しないときはその旨を、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査をするときは、必要に応じて商工指導アドバイザー、中小企業診断士等に意見を聴くことができる。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた後、その計画内容に変更が生じたときは、変更内容が確認できる書類を添付し、速やかに大和市産業用ロボット導入支援補助事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長がその提出の必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、計画の変更を承認するときは大和市産業用ロボット導入支援補助事業計画変更承認通知書により、承認しないときはその旨を、申請者に通知するものとする。

(事業実績の報告)

第9条 補助事業者は、購入の場合は当該産業用ロボットが納品された日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い方の日まで、賃借の場合は当該年度の3月15日までに、大和市産業用ロボット導入支援補助事業実績報告書を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書の写しその他の補助対象経費の支払を証する書類
- (3) 取得財産等管理明細表

(4) その他市長が必要があると認める書類

(財産の管理等)

第10条 補助事業者は、この要綱に基づく補助金により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、この要綱の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者は、取得財産等を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する等の処分をしてはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項の期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大和市産業用ロボット導入支援補助金に係る財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認を受けて取得財産等を処分することにより補助事業者に収入があった場合は、その収入の全部又は一部に相当する額の補助金を返還させることができる。

(協力義務)

第12条 補助事業者は、市内のロボットシステムインテグレータ（産業用ロボットの導入に当たり、事業所の課題に即したロボットの選定、配置、プログラミング等について最適な調整を行う技術を有する者をいう。）の養成を目的とした産業用ロボットの活用に係る市長の要請に協力しなければならない。

(事業状況の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、市長が別に定めるところにより、前事業年度の事業状況について大和市産業用ロボット導入支援補助金に係る事業状況報告書により市長に報告しなければならない。

(様式)

第14条 この要綱で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定により交付された補助金に係る第10条から第13条までの規定に基づく義務等については、なお従前の例による。

別表第1（第4条、第5条関係）

補助対象経費	内 容	補助率	
		中小企業者	大企業者
(1) 産業用ロボットの導入又は更新に要する経費	産業用ロボットの購入費又は賃借料（補助金交付年度内に支出するものに限る。）	3分の2	2分の1
(2) 産業用ロボットの導入又は更新に伴う付帯経費	産業用ロボットの導入又は更新に伴う搬入、据付、調整等及び既設の機械装置等の移設に要する経費、当該ロボットの活用に必要な技術指導の受入に要する経費その他付帯経費（これらの一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）		
(3) その他経費	前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める経費		

備考

- この表において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業者の所有に属しているもの、発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が複数の大企業者の所有に属しているもの又は役員半数以上が大企業者の役員又は社員を兼務しているものを除く。）をいう。
- この表において「大企業者」とは、中小企業者以外のものをいう。

別表第2（第14条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市産業用ロボット導入支援補助金交付申請書	第6条
第2号様式	大和市産業用ロボット導入支援補助金交付決定通知書	第7条
第3号様式	大和市産業用ロボット導入支援補助事業計画変更承認申請書	第8条
第4号様式	大和市産業用ロボット導入支援補助事業計画変更承認通知書	第8条
第5号様式	大和市産業用ロボット導入支援補助事業実績報告書	第9条
第6号様式	取得財産等管理明細表	第9条
第7号様式	大和市産業用ロボット導入支援補助金に係る財産処分承認申請書	第11条
第8号様式	大和市産業用ロボット導入支援補助金に係る事業状況報告書	第13条